

要項第4号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 小美玉市福祉にっこりまつり実行委員会設置要項

（目的）

第1条 実行委員会は、小美玉市福祉まつり（以下「福祉まつり」という。）に係る事業を通じて、広く住民の地域福祉への理解と参加，地域コミュニティの活性化を促し，併せて地域福祉の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、小美玉市や各種団体、学校及び各関係機関と連携して、福祉まつりの開催方針の決定を行う。

（組織）

第3条 実行委員会は、各種団体及び関係機関の代表者と社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）会長（以下、「会長」という。）が必要と認める者を実行委員として組織する。

- 2 実行委員会に実行委員長1名，その他必要な役員を置き，実行委員の互選とする。
- 3 実行委員は，会長が委嘱する。

（運営委員会）

第4条 実行委員会の下部組織として、運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会は、各種団体及び関係機関から推薦された者と会長が必要と認める者を運営委員として組織する。
- 3 運営委員会は、必要に応じて担当する部門を分けて組織することができる。
- 4 運営委員会に委員長1名，その他必要な役員を置き，運営委員の互選とする。
- 5 運営委員会は，福祉まつりの係員として企画，準備，運営に当たる。

（任期）

第5条 実行委員及び運営委員の任期は、就任の日から実行委員会及び運営委員会が解散される日までとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

（会議）

第6条 会議は、実行委員会は実行委員長が、運営委員会は運営委員長が招集し、実行委員長及び運営委員長がその議長となる。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条 実行委員長及び運営委員長は，必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

（庶務）

第8条 実行委員会の庶務は，本会担当係が処理する。

2 運営委員会の庶務は，催事関係の本会担当係において処理する。

（委任）

第9条 この要項の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この要項は，平成19年6月7日から施行する。

実行委員会と運営委員会のイメージ

